

4. 不良住宅セルフチェックリスト（不良度判定項目）

100点以上で不良住宅と認定します。

※ 住宅地区改良法施行規則における「住宅の不良度の測定基準」

住宅の不良度の測定基準（外観目視ができる項目）

※ 鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。

| 所在地 | | 深谷市 | | | | |
|--|-------------------|-----------------|---|--------|-----|--|
| 評定区分 | 評定項目 | 評定内容 | 評点 | 最高評点 | 評点 | |
| 1 | 構造一般の程度 | (1) 基礎 | ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの | 10 | 45 | |
| | | | イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの | 20 | | |
| | | (2) 外壁 | 外壁の構造が粗悪なもの | 25 | | |
| 2 | 構造の腐朽又は破損の程度 | (1) 基礎、土台、柱又ははり | ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの | 25 | 100 | |
| | | | イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの | 50 | | |
| | | | ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの | 100 | | |
| | | (2) 外壁 | ア 外壁の仕上材料の（一部が）はく落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの | 15 | | |
| | | | イ 外壁の仕上材料のはく落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの | 25 | | |
| | | (3) 屋根 | ア 屋根ふき材料の一部にはく落又はずれがあり、雨もりのあるもの | 15 | | |
| | | | イ 屋根ふき材料に著しいはく落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの | 25 | | |
| | | | ウ 屋根が著しく変形したもの | 50 | | |
| | | 3 | 防火上又は避難上の構造の程度 | (1) 外壁 | | |
| イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの | 20 | | | | | |
| (2) 屋根 | 屋根が可燃性材料でふかれているもの | | | 10 | | |
| 4 | 排水設備 | 雨水 | 雨どいがいないもの | 10 | 10 | |
| 備考 それぞれの評定項目につき、該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に應ずる各評点のうち最も高い評点とする。 | | | | 合計 | 点 | |